

A 3 - 2 9

5 年 保 存 (常)
(令 和 7 年 12 月 31 日 まで)

F N . A 3 - 2 - 1

鹿 相 第 1 8 6 号

鹿 会 第 4 0 0 号

令 和 2 年 1 0 月 1 3 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担 当	被 害 者 支 援 係	Tel	
-----	-------------	-----	--

犯 罪 被 害 者 等 に 対 す る カ ウ ン セ リ ン グ 費 用 の 公 費 負 担 の 実 施 要 領 に つ い て
(通 達)

こ れ ま で カ ウ ン セ リ ン グ 費 用 の 公 費 負 担 に つ い て は , 「 犯 罪 被 害 者 等 に 対 す る カ ウ ン セ リ ン グ の 実 施 要 領 に つ い て (通 達) 」 (平 成 29 年 10 月 13 日 付 け 鹿 相 第 117 号 ほ か 。 以 下 「 旧 通 達 」 と い う 。) に よ り 運 用 し て き た と ころ で あ る が , 犯 罪 被 害 給 付 制 度 に お け る 重 傷 病 給 付 金 の 給 付 期 間 が , 「 1 年 」 か ら 「 3 年 」 に 延 長 さ れ た こ と を 踏 ま え , こ の た び , カ ウ ン セ リ ン グ の 公 費 負 担 対 象 期 間 を 3 年 間 に 延 長 す る な ど の 見 直 し を 行 い , 下 記 の と お り 運 用 す る こ と と し た の で 誤 り の な い よ う に さ れ た い 。

な お , 本 通 達 は 令 和 2 年 11 月 1 日 か ら 施 行 し , 旧 通 達 は 廃 止 す る 。

記

1 趣 旨

犯 罪 等 に よ り 害 を 被 っ た 者 及 び そ の 家 族 又 は 遺 族 (以 下 「 犯 罪 被 害 者 等 」 と い う 。) は , 犯 罪 に よ る 生 命 , 身 体 に 対 す る 直 接 的 な 被 害 の み な ら ず , そ の 後 も , 精 神 的 被 害 に 苦 し め ら れ て お り , 特 に , 殺 人 事 件 等 の 凶 悪 重 要 事 件 や 強 制 わ い せ つ 事 件 等 の 性 犯 罪 事 件 の 犯 罪 被 害 者 等 は , 非 常 に 深 刻 な 精 神 的 被 害 を 被 る こ と が 多 い と さ れ て い る 。

こ れ ま で 本 県 警 察 に お い て は , 部 内 の 臨 床 心 理 士 (以 下 「 部 内 臨 床 心 理 士 」 と い う 。) に よ る カ ウ ン セ リ ン グ を 主 に , 犯 罪 被 害 者 等 が 希 望 す る 精 神 科 医 師 , 心 療 内 科 医 師 , 部 外 の 臨 床 心 理 士 等 を 受 診 し た 際 に 要 す る カ ウ ン セ リ ン グ 費 用 に つ い て 公 費 負 担 を 行 う 措 置 (以 下 「 公 費 負 担 制 度 」 と い う 。) を 講 じ て き た と ころ で あ る が , 犯 罪 被 害 給 付 制 度 に お け る 重 傷 病 給 付 金 の 給 付 期 間 延 長 を 機 会 に , 犯 罪 被 害 者 等 が よ り 利 用 し や す い 制 度 と な る よ う , 公 費 負 担 制 度 期 間 を 3 年 に 延 長 し , 更 な る 犯 罪 被 害 者 等 の 経 済 的 負 担 軽 減 を 図 る も の で あ る 。

2 公 費 負 担 制 度 の 対 象 者

次 に 規 定 す る 者 を , カ ウ ン セ リ ン グ 費 用 の 公 費 負 担 を 行 う 対 象 者 (以 下 「 対 象 者 」

という。)とする。

なお、被害届の提出、告訴等により警察に届出をし、かつ、警察において犯罪被害が特定できることを要する。

- (1) 別表に掲げる事件の犯罪被害者等
- (2) (1)に掲げる者のほか、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が必要と認めた者

3 公費負担制度の対象となるカウンセリング

次の専門家による診療又はカウンセリングに関し、公費負担制度の対象とする。

なお、医師が保険診療として実施する診察の診療料については、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）における重傷病給付金の支給対象となり得る場合があるので注意すること。

- (1) 精神科医師、心療内科医師及び小児科医師
- (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士及び国家資格である公認心理師

4 公費負担制度で支出可能な費用

専門家によるカウンセリングに要する費用については、保険診療又は保険診療外のいずれの場合であっても可能とし、入院治療費を除く次の診療料の実費額（自己負担額）を公費で支出するものとする。

- (1) 初（再）診料
- (2) 診療料
- (3) 心理検査料
- (4) 処方料
- (5) 投薬料
- (6) カウンセリング料

5 公費負担制度の限度

専門家によるカウンセリングの初診日又は部内臨床心理士が初めてカウンセリング等を実施した日から3年間、一人当たり年間34,000円を上限として公費負担するものとする。

なお、必要に応じて部内臨床心理士が、面接、電話等により対象者のカウンセリングを行い、また、対象者がカウンセリング等を受診している専門家から、対象者の症状、カウンセリングの効果及び継続の必要性等を聴取するなどし、相談広報課長が公費支出の可否を総合的に判断するものとする。

6 除外事由

2の者であっても、次に掲げる事項に該当する場合は、公費負担制度による支出の対象外とする。

- (1) 犯罪被害者等及びその他の関係者と加害者との間に親族関係がある場合（ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合は除く。）
- (2) 公費による支出を希望しない場合
- (3) 集団的又は常習的に、暴力的不法行為等を行う組織に属している場合

- (4) 相被疑事件，犯罪行為の誘発その他当該犯罪行為を受けたことにつき，犯罪被害者等にも責めに帰すべき事由がある場合
- (5) 犯罪行為の容認があったと認められる場合
- (6) 別表の事件に関し，既に時効が完成している場合
- (7) 支出することが社会通念上適切でないとする場合

7 支出手続等

(1) カウンセリング希望申立書の徴収

警察署長等は，対象者に対して公費負担制度の説明を行う際は，対象者の心情に配慮し，かつ，制度の利用を自主的に判断できるよう分かりやすい説明に努め，対象者がカウンセリングを希望する場合，「カウンセリング希望申立書」（別記第1号様式）の提出を求めるものとする。

なお，カウンセリング希望申立書は，3年保存とする。

(2) 事前協議

警察署長等は，総合事件管理システムから出力した「カウンセリング協議書」（別記第2号様式）に必要事項を記載の上，カウンセリング希望申立書とともに相談広報課に送信し，相談広報課長と協議するものとする。

(3) 支払手順

ア 相談広報課長との協議後，公費負担制度に関し，対象者に説明してカウンセリングを受診させるとともに，診察又はカウンセリングを実施した医療機関等から請求書を受領すること。

なお，請求書の宛名は，対象者個人名ではなく，支払いを行う警察署長等宛とする。

イ 警察署長等は，請求書受領後，速やかに，「犯罪被害者等に係るカウンセリング費用の予算配賦について（依頼）」（別記第3号様式。以下「予算配賦依頼書」という。）を作成し，予算配賦依頼書に請求書の写しを添付の上，相談広報課長に申請すること。

ウ 申請を受けた相談広報課長は，予算配賦依頼書に基づき本部会計課長に予算令達を依頼すること。

なお，支払に関する事務処理については，警察署等の会計課において行うものとし，支払については，金融機関への口座振替払いにより行うものとする。

8 留意事項

(1) 専門家への事前連絡

警察署長等は，対象者が専門家による受診を希望するときは，対象者の事情，事件内容，被害程度等を考慮し，必要があると認めるときは，対象者が受診する前に，当該専門家と打合せを行うものとする。

(2) 部内臨床心理士の活用等

ア 部内臨床心理士の積極的活用

実務上，犯罪被害者等に対して部内臨床心理士がカウンセリングを行い，その結果，個々の症状にあった専門家を紹介し，対象者の精神的負担軽減に努めているところである。

よって、対象者がカウンセリングを希望する場合は、まずは、部内臨床心理士を勧めるものとする。

イ カウンセリング協議書の作成

部内臨床心理士によりカウンセリングを行う場合も、カウンセリング協議書を作成の上、相談広報課長と事前協議するものとする。この場合において、部内臨床心理士がカウンセリングを実施したときは、相談広報課長は、「カウンセリング実施結果報告書」（別記第4号様式）を作成の上、その結果を警察署長等に報告するものとする。

別表

番号	罪 名	罰条（適用条文）
1	殺人罪及び同未遂罪	刑法（明治40年法律第45条）第199条及び同法第203条
2	強盗致死傷罪及び同未遂罪	刑法第240条及び同法第243条
3	強盗・強制性交等罪及び同致死罪	刑法第241条及び同法第243条
4	強制性交等罪及び同未遂罪	刑法第177条及び同法第180条
5	強制わいせつ罪及び同未遂罪	刑法第176条及び同法第180条
6	準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪並びにこれらの罪の未遂罪	刑法第178条及び同法第180条
7	監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪並びにこれらの罪の未遂罪	刑法第179条及び同法第180条
8	強制わいせつ等致死傷罪	刑法第181条
9	未成年者略取及び誘拐罪並びに同未遂罪	刑法第224条及び同法第228条
10	営利目的等略取及び誘拐罪並びに同未遂罪	刑法第225条及び同法第228条
11	身の代金目的略取等罪及び同未遂罪	刑法第225条の2及び同法第228条
12	所在国外移送目的略取及び誘拐罪並びに同未遂罪	刑法第226条及び同法第280条
13	人身売買罪及び同未遂罪	刑法第226条の2及び同法第280条
14	逮捕及び監禁罪	刑法第220条
15	逮捕等致死傷罪	刑法第221条
16	傷害致死罪	刑法第205条
17	傷害罪のうち、全治1か月以上の傷害を負ったもの	刑法第204条
18	1から17までの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において致死の結果が生じたもの又は被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの。ただし、19から22は除く。	
19	死亡ひき逃げ事件 車両等の交通により人が死亡した場合において道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件	
20	ひき逃げ事件 車両等の交通により人が傷害を負った場合において道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件	
21	交通死亡事故等 19及び20のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故	

カウンセリング希望申立書

長 殿

私は、以下の説明を受け、その内容について承諾した上で、警察における
カウンセリング費用の公費支出を希望します。

【説明事項】

- 1 本制度の対象とする専門家は、精神科医師、心療内科医師、小児科医師、
臨床心理士及び公認心理師に限ります。
- 2 専門家に対し、必要に応じてあなたに関する個人情報等を伝えたり、あな
たの状態を確認するため、専門家から聴取する場合があります。
- 3 本制度は、カウンセリングに係る経費（初（再）診療、診療料、心理検査
料、処方料、投薬料、カウンセリング料等を含む。ただし、入院治療費は除
く。）を対象とします。
- 4 本制度の対象期間は、初診日又は警察の臨床心理士が、初めてカウンセリ
ングをした日から3年間であり、上限（年間最高で34,000円まで）がありま
す。
- 5 公費負担決定の可否は、警察から後日連絡があり、決定があった以降のカ
ウンセリング経費が公費負担となります。
- 6 場合によっては、公費負担できない場合があります。
- 7 必要に応じ、警察の臨床心理士が、電話又は面接を行う場合があります。

年 月 日

住 所

氏 名

被害者との関係 本人
 その他（ ）

3	年	保	存
(年	月	日まで)
F N . A 3 - 2 - 1			
		号	外
	年	月	日

相談広報課長 殿

		署	長
担当		TEL	

カウ ン セ リ ン グ 協 議 書

事 案 名	(適用罪名：)		
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃		
発 生 場 所			
対 象 者	事案との関係 (被害者 , 遺族・家族 , その他関係者)		
	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生年月日 (歳) 男・女		
	除外事由の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	公費負担回数制限教示 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	カウ ン セ リ ン グ 希 望 の 有 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
必要性を認めた理由			
事 案 の 概 要 及 び 精神的被害の程度			
カウ ン セ リ ン グ 実 施 機 関	部 内	<input type="checkbox"/> 部内臨床心理士 (<input type="checkbox"/> 被害者支援室 <input type="checkbox"/>) 実施希望日時 年 月 日 時 ~ 時 実施希望場所	
	部 外	<input type="checkbox"/> 精神科医等 <input type="checkbox"/> 臨床心理士 <input type="checkbox"/> その他の専門家 機関名 住所 電話 受診予定日 年 月 日	
担 当 者	係名	氏名	TEL

第3号様式(7の(3)のイ関係)

1年未満保存 (年月日まで)
FN. A3-2-1
号外
年 月 日

相談広報課長 殿

署 長	
担当	TEL

犯罪被害者等に係るカウンセリング費用の予算配賦について（依頼）
見出しのことについては、下記のとおり予算配賦を依頼する。

記

1 配賦依頼額

円	
犯罪被害者等の初（再）診料	円
診療料	円
心理検査料	円
処方料	円
投薬料	円
カウンセリング料	円

2 事案の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所
- (3) 被害者
- (4) 被疑者（被害者との関係の有無）
- (5) カウンセリングを受けた者（被害者との関係）
- (6) 概要

3 参考事項

- (1) 被害後初めてのカウンセリングを実施した日
- (2) カウンセリング公費負担実施回数
- (3) 年間の公費負担合計額
- (4) 請求にかかるカウンセリング実施日

4 その他

カウンセリング実施機関からの請求書のコピーを添付する。

3	年	保	存
(年	月	日まで)

F N . A 3 - 2 - 1

号 外
年 月 日

殿

相 談 広 報 課 長

担当		Tel	
----	--	-----	--

カウンセリング実施結果報告書

事 案 名	
カウ ン セ リ ン グ 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分までの間
カウ ン セ リ ン グ 実 施 場 所	
カウ ン セ リ ン グ を 受 け た 者	住 所 職 業 氏 名 年 齢
カウ ン セ リ ン グ の 実 施 者	所 属 職 名 氏 名
カウ ン セ リ ン グ 結 果	
措 置 等	1 終 結 2 継 続 3 そ の 他